

## 小児からの脳死下での臓器提供を行う施設について

### 【現状】

脳死下での臓器提供施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）において、その施設要件（4 類型（※）その他の要件）を規定している。

臓器提供施設は、ガイドラインに規定する全ての要件を満たしている施設であり、その実数については、厚生労働省において毎年実施しているアンケート調査において把握している。

#### ※ 4 類型

- ・ 大学附属病院
- ・ 日本救急医学会の指導医指定施設
- ・ 日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A 項）  
（注）A 項とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設。
- ・ 救命救急センターとして認定された施設

### 【検討状況】

改正法の施行に向け、厚生労働科学研究「小児からの臓器提供等に関する研究」（研究代表者：貫井英明）において、アンケート調査などをもとに、小児からの臓器提供施設に関する検討を行った。（結果は資料 3）

### 【論点】

研究班の検討結果も踏まえ、

- ・ 施設の類型
- ・ 院内の体制など

小児からの脳死下臓器提供施設として必要と考えられる要件は何か。